汚泥の有効利用肥料化の品質確認分析委託
（水質第２課）
仕様書

（令和８年度）

京都市上下水道局技術監理室　水質管理センター水質第２課

1　委託名

汚泥の有効利用肥料化の品質確認分析委託（水質第２課）

2　委託概要

本委託業務は、鳥羽水環境保全センターの階段炉焼却灰の肥料登録に伴い、肥料製品に添付する生産業者保証票の表示内容と乖離がないこと、肥料製品の有害成分が許容値未満の確認するために分析を行うものである。

3　納入期限

令和９年２月２８日

4　委託場所

京都市南区上鳥塔ノ森梅ノ木１　技術監理室水質管理センター水質第２課　鳥羽分室

5　提出書類

（１）分析結果報告書（主成分等含有量）　２部
（２）分析結果報告書（重金属等有害成分含有量）　２部
（３）分析結果報告書（有害成分等溶出量）　２部
（４）請求書　１部
（５）その他当局が指定するもの　必要部数

6　分析試料・試料数

階段炉焼却灰・１試料
脱水汚泥・１試料

7　分析項目

（１）階段炉焼却灰の主成分等含有量

ア 窒素全量
イ りん酸全量
ウ 加里全量
エ く溶性りん酸
オ 銅全量
カ 亜鉛全量
キ 石灰全量
ク 炭素窒素比
ケ 水分量

（２）階段炉焼却灰の重金属等有害成分含有量

ア ひ素
イ カドミウム
ウ 水銀
エ ニッケル
オ クロム
カ 鉛

（３）脱水汚泥の有害成分等溶出量

ア アルキル水銀化合物
イ 水銀又はその化合物
ウ カドミウム又はその化合物
エ 鉛又はその化合物
オ 有機燐化合物
カ 六価クロム化合物
キ 砒素又はその化合物
ク シアン化合物
ケ ポリ塩化ビフェニル
コ トリクロロエチレン
サ テトラクロロエチレン
シ ジクロロメタン
ス 四塩化炭素
セ 1,2-ジクロロエタン
ソ 1,1-ジクロロエチレン
タ シス-1,2-ジクロロエチレン
チ 1,1,1-トリクロロエタン
ツ 1,1,2-トリクロロエタン
テ 1,3-ジクロロプロペン
ト チウラム
ナ シマジン
ニ チオベンカルブ
ヌ ベンゼン
ネ セレン又はその化合物
ノ 1,4-ジオキサン

８　分析方法

（１） 階段炉焼却灰の主成分及び重金属等有害成分含有量

「肥料法等試験法（2025)」（独立行政法人 農林水産消費安全技術センター）による。

（２） 脱水汚泥の有害成分等溶出量

「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（環境省告示第 13 号)」による。

９　分析操作の着手

分析試料の採取は当局が行い、引渡しは履行場所での引取り又は配送とする。配送の場合、発注者が発送手続き（着払いによる発送等）を行い、これに係る配送料は請負人が負担するものとする。回収後は速やかに分析操作に着手するものとする。なお、試料採取日については、発注者と受注者の協議にて、日程を決定するものとするが、汚泥処理施設の稼働状況により、決定した日程を再調整する場合があることに留意すること。

１０　分析結果の報告

分析試料受け取りから、原則として３週間以内に分析結果報告書を提出すること。報告書は「計量証明書」とし、記載事項は下記の通りとする。

（１）試料名称
（２）試料種別
（３）試料採取年月日

（４）試料受取年月日
（５）分析項目
（６）分析値
ア 主成分等含有量のうち、窒素全量、りん酸全量、加里全量、く溶性りん酸、石灰全量については、単位は%、小数点以下第２位（切捨処理)、定量下限値未満は「＜」表示とする。
銅全量、亜鉛全量については、単位 mg/kg、小数点以下第１位（切捨処理)、定量下限値未満は「＜」表示とする。
炭素窒素比については、単位は記載せず、整数表示とする。
イ 重金属等有害成分含有量、及び有害成分等含有量については、単位 mg/L、有効数字は２桁（切捨処理)、定量下限値未満は「＜」表示とする。
（７）分析方法
ア 階段炉焼却灰の主成分及び重金属等有害成分含有量
「肥料法等試験法（2025)」のうち、実施した分析方法を記載する。
イ 脱水汚泥の有害成分等溶出量
「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（環境省告示第 13 号)」を記載する。
（８）定量下限値

１１ その他
（１）分析操作の終了後、速やかに当局へ概要を報告し、双方の協議の結果、異常値と思われる場合には、原則として再分析を行うものとする。
（２）分析結果は、一切公表しないこと。
（３）本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに当局と打合せを行うこと。